



	増改築・改修は、県内に本店又は支店を有する事業者が施工するものである。	
	増改築・改修する住宅は、耐震性を有する住宅である。 ※昭和56年6月1日以降に着工された住宅 ※昭和56年6月1日以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、倒壊の危険性がないと判断されたもの ※昭和56年6月1日以前に着工された住宅で、補助金の交付申請時に耐震改修工事が実施済であるもの又は補助金の実績報告時までに耐震改修が実施済となるもの	
	増改築・改修する住宅は、土砂災害に対する安全性を有する住宅である。 ※土砂災害特別警戒区域外に存する住宅 ※土砂災害特別警戒区域内に存する住宅で、土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有しているもの ※土砂災害特別警戒区域内に存する住宅で、補助金の交付申請時に土砂災害対策改修が実施済であるもの又は補助金の実績報告時までに土砂災害対策改修が実施済となるもの	
【B】 三世代同居・近居のために行う、中古住宅の購入	住宅購入の契約締結年月日が、平成30年4月1日以降である。	
	購入する住宅は、これまでに人が住んだことのある住宅である。又は、新築日から起算して1年を経過した住宅である。	
	購入する住宅の床面積が、75㎡以上である。	
	購入に要する費用が、300万円以上である。 ※消費税及び地方消費税は除きます。 ※併用住宅における住宅部分以外の費用は除きます。	
	購入した住宅の所有者は、三世代同居・近居を行う世帯員である。	
	増改築・改修する住宅は、耐震性を有する住宅である。 ※昭和56年6月1日以降に着工された住宅 ※昭和56年6月1日以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、倒壊の危険性がないと判断されたもの ※昭和56年6月1日以前に着工された住宅で、補助金の交付申請時に耐震改修工事が実施済であるもの又は補助金の実績報告時までに耐震改修が実施済となるもの	
	増改築・改修する住宅は、土砂災害に対する安全性を有する住宅である。 ※土砂災害特別警戒区域外に存する住宅 ※土砂災害特別警戒区域内に存する住宅で、土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有しているもの ※土砂災害特別警戒区域内に存する住宅で、補助金の交付申請時に土砂災害対策改修が実施済であるもの又は補助金の実績報告時までに土砂災害対策改修が実施済となるもの	

【C】 三世同居・近居のために、県外に居住する者が行う、新築又は住宅（中古住宅を除く）の購入	新築等の契約締結時に、県外に住んでいる。	
	新築等の契約締結年月日が、平成30年4月1日以降である。	
	新築等をする住宅の床面積が、75㎡以上である。	
	新築等に要する費用が、300万円以上である。 ※消費税及び地方消費税は除きます。 ※国や県が行う、他の補助金等の対象経費となる部分を除きます。 ※併用住宅における住宅部分以外の係る費用を除きます。	
	新築等をした住宅の所有者は、三世同居・近居を行う世帯員である。	
	新築は、県内に本店又は支店を有する事業者が施工するものである。	

## ■添付書類について

- ・補助金の交付申請書に次の添付書類が必要となります。

添付書類の種類	確認
【必須】 住民票の写し（親子と子の祖父母の現住所の確認）	
【必須】 戸籍謄本など（親子と子の祖父母の続柄の確認）	
【妊娠中の場合のみ】 母子健康手帳（保護者の氏名が確認できるページ）の写し	
【必須】 工事請負契約書、売買契約書など、工事等に係る契約書の写し	
【必須】 工事等の内容及び工事等に要した費用の内訳が確認できるもの （設計書、仕様書、見積書、敷地配置図、建物位置図、各階平面図など）	
【増改築・改修又は中古住宅の購入の場合】 （昭和56年6月1日以降に着工された住宅） 確認済証、検査済証、登記事項証明書など、耐震性を有することを証する書類 （昭和56年5月31日以前に着工された住宅） 耐震診断の結果が分かる書類、建築士による証明書など耐震性を有することを証する書類	
【補助対象となる住宅が土砂災害特別警戒区域内に存する場合】 建築士による証明書など土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有することを証する書類	
【増改築・改修の場合】 登記事項証明書	
【併用住宅の場合】 住宅部分と住宅以外の部分が確認できる図面	